

\何が変わる? / \どう変わる? / 受動喫煙防止の取り組みはマナーからルールに!

第1種施設

幼稚園、小・中学校、高等学校、大学、病院、診療所、行政機関の庁舎（市役所など）、薬局、介護老人保健施設、保育所、児童センター、児童養護施設、バス、タクシー、飛行機 など

敷地内禁煙

(市条例により特定屋外喫煙場所設置不可)

第2種施設

第1種施設以外の多くの人々が利用する施設

飲食店、旅館、ホテル、スーパー、コンビニ、町内会館、パチンコ店、ボウリング場、カラオケボックス、事務所、工場 など

屋内禁煙

(技術的基準を満たした喫煙室設置可)

※市条例により、公共施設は屋内・屋外ともに喫煙場所設置不可。また、飲食店は全て標識の掲示が必要

第2種施設のうち

既存の経営規模の小さな飲食店

飲食店のうち、以下の3つの条件を満たす場合は、**改正健康増進法の経過措置が適用され、当面の間は店内で飲食しながら喫煙することができます**

- ①客席面積が100㎡以下であること
- ②資本金または出資の総額が5,000万円以下の個人または中小企業が経営する飲食店であること
- ③2020年3月31日以前に飲食店等営業許可があり、かつ、設備を設けて客に飲食させる営業を行っていること

店内で喫煙可能(要届出)

(市条例において、受動喫煙の防止に努めることを規定)

※苫小牧保健所へ「喫煙可能室設置施設届出書」の提出が必要です。詳しくは市庁舎をご覧ください

Q1. 禁煙の場所で喫煙したらどうなるの?

喫煙してはいけない場所で喫煙し、見つかった場合、指導を受けても改善しないときは**最大30万円の過料**が科されることがあります

Q2. 外ならどこでも喫煙してもいい?

改正健康増進法では屋外は規制対象となりませんが、**市条例では、屋内か屋外かに関わらず、公共の場所では他人に受動喫煙させないことを市民の責務**としています。また、屋外に喫煙場所を設置する場合は、周囲の状況に配慮しなければなりません

Q3. 従業員なら20歳未満でも喫煙エリアに入ってもいい?

施設の利用者か従業員かに関わらず、20歳未満の方は喫煙エリアに立ち入ることはできません。

業務の一環であっても立入禁止です。また、保護者の方はいかなる場所においても、20歳未満の方の受動喫煙防止に努めなければなりません



ゼロごみ 053大作戦～ステージ5～

令和2年度から「053大作戦～ステージ5～」がスタートします。表紙は「環境戦隊 053ファイブ」に撮影協力してもらいました! 今回の大作戦では、ごみ減量・リサイクル推進・環境美化という3つの柱から、さらなる高みを目指して「053(ゼロごみ)のまちとまこまい」にチャレンジします!

表紙から

25 市政トピックス
令和2年国勢調査の調査員を募集します! / 届け出拳式 / ご予約受け付け中! / 収穫の喜びを味わいませんか? / 053大作戦 / 4月から市の組織が変わります / 脳ドック・PET / CTががん検診のお知らせ / 編集後記 / ほか